

設備輸入等の税減税処置の例外関税制度(EX-Tarifario)

1. 例外関税制度(以下、EX-Tarifario)とは

設備輸入などに於いて、ブラジル国産類似品が存在されない事が証明された場合に、輸入税の減免税が適応される制度。関税法である 1957 年 8 月 14 日付法令第 3244 号第 4 条に基づき 2019 年 6 月 24 日付経済省 省令 309 号(A Portaria M.E.No.309)により定められている。

現在 2022 年 10 月の時点での設備等の資本財に関しては輸入税が 0%と制定されている。現在の設備の輸入税率は NCM コードにより異なるものの、10.2%～14%となっているものが輸入税が EX-Tarifario 適応で輸入税を免税して輸入することが可能となる

2. EX-Tarifario 適応のための条件

- 1) ブラジル国内で類似品が製造されていない事が証明された場合。
- 2) 輸入される設備機器と、公示された EX-Tarifario の Description が完全に一致する事。
- 3) EX を申請できるのは製造業者、設備などを輸入販売する商社等。
- 4) 設備として機器類が連続結合している、もしくは同一基板上であるコンビネーションシステムである。工場内で個別に置かれシステムで繋がっているようなインテグレートなシステムは不可。

3. EX-Tarifario の取得期間

- 1) 新規申請、更新申請はブラジリアの経済省に対して、指定された様式による資料、技術データ、NCM コード、詳細を電子データシステムにデータ登録申請を行う。
- 2) スケジュールの概略は以下の期間とステップとなる、経済省に申請完了受理されてから類似品が無いと判断され官報に掲示されるまで、最低 3 カ月から 5 カ月を要する。輸入通関時にこの EX-Tarifario のナンバーを用いて輸入申告する事により免税申請が可能となる。

概略EX取得スケジュール		EX申請資料準備期間		EX申請期間											
ステップ	セクション	n1	～nX	1 2 3 4～5ヶ月											
				1	30	2	60	3	90	100	150				
1	技術資料作成(期間は企業毎に異なる)	申請者	→	元資料の言語、資料精度により申請資料作成期間は変動する。											
2	申請資料作成	EX申請対応可能な通関業者もしくはEX申請コンサルティング会社等	→												
3	ブラジリアの経済省に申請書、技術資料提出しプロトコルをとる。	経済省	→	12月から2月のカーニバル期間に掛かると、期間が変動し通常より長い期間が必要とな											
4	経済省公式サイトに公示	経済省	→	20日間											
5	類似品の有無の検証	開発商工局	→												
6	CAEXでの経済効果の審査	EX審議会	→												
7	貿易審議会	貿易審議会	→												
8	官報に発令	官報	→												

出所：TSMC

4. 申請する為に準備するもの。

経済省に提出する資料は全てポルトガル語となる為に、日本語、英語などの資料は全てポルトガル語に翻訳する必要あり。（公証翻訳の必要はないが、技術内容がある程度理解できる翻訳者がベスト）

1) 技術資料として準備するもの。

① 設備の詳細内容、構成

- ・何を製造加工する設備であるか等の使用目的。
- ・工程フロー概略
- ・動力源（入力および出力）、モーター類のスペック(単相か三相か KW,A,V 等)及びスペック毎の台数、センサー類の種類及び数量、制御方式及び制御盤、制御盤台数、配置、等の設備構成、その他特徴。

② 設備の三面図、及び全体外観写真、商業ベースのカタログ

③ レイアウト図

2) その他必要事項

① 導入目的

② 輸入金額及び台数

③ ブラジル到着予定時期

④ 原産国

⑤ 設備投入のプロジェクト内容概略

雇用の増加、工場拡張、設置地域、輸出の有無

⑥ 設備導入に関連した総設備投資額（工場増設などあれば）

⑦ 資金調達（自己資金が銀行融資か等

⑧ 輸入者情報

正式社名、CNPJ,CNAE,住所等

3) 輸入及び通関上での注意点

- ① EX-Tarifario の詳細と輸入される設備は物理的に完全に一致する必要がある。
例えば、ベッドのサイズが EX-Tarifario の詳細に記載されている場合そのサイズと実機が完全に一致する必要がある、またシリンダーのタイプサイズ、数量など、モーターの仕様台数など完璧に一致する必要がある。
- ② 通常設備などの場合、補修部品が同梱される場合があるが、この場合本体の NCM コード（注1）の輸入税率で課税される（ただし本体価格の 10%以内）。
しかし、EX-Tarifario の場合には減税対象は本体のみとなるため、インボイスを分けるか BL を分ける必要がある。これを怠ると EX-Tarifario の適応が出来なくなり、通常の輸入税の支払いと行政上の罰金として輸入税額に対しての CIF 価格の 30%の罰金と輸入税額の 37.5%の罰金、更に NCM コードが異なると判定された場合はさらに輸入税の 37.5%の罰金が課せられる。
よって船積みに際しては十分に船積み書類内容と、現品の構成が EX-Tarifario の内容と完全に一致する事を確認する必要がある。

（注1）NCM コードは、関税同盟のメルコスールの共通関税番号のこと。最初の 6 桁は HS コードと同じ

プラットフォームコーディネーター・コラム
「設備輸入税減税処置の例外関税制度(EX-Tafirario)」
(2022年10月)

○作成：ジェトロ・サンパウロ事務所、中小企業海外展開現地支援サンパウロ
/パラグアイ・プラットフォーム

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP,
BRASIL

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 森田透 (TSMLC.LTDA.)

【報告書の利用についての注意・免責事項】本コラムでは、ブラジルに現地法人を持たない日本企業が非居住者在庫を活用した輸出を検討する際に一般的に把握しておくべき内容について言及したものです。ここで提供する情報は特定の状況に対するアドバイスでも、それを意図したものでもありません。個々の状況に対するアドバイスについては、業界の専門家に相談されることをお勧めします。本調査で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。